

復興特区支援利子補給金対象事業の 平成26年度第1回公募について

1. 趣旨

復興庁は、被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業に必要な資金の融資に対して利子補給金を支給する復興特区支援利子補給事業の対象となる事業を市町村及び金融機関に対して公募します。

2. 対象事業等

(1) 復興特区支援利子補給金の対象事業は以下のとおりです。

復興推進計画の区域における雇用機会の創出その他の東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして東日本大震災復興特別区域法施行規則第2条に規定された事業のうち復興推進計画の目標を達成する上で中核となるものが支給対象

(2) 復興推進計画の目標を達成する上で中核となるものの対象要件の概要は以下のとおりです。

- A：認定申請を行う市町村におけるそれぞれの日本標準産業分類の大分類に占める対象業種（中分類）の占有率
- B：対象業種の中における当該事業者の売上額又は従業者数の占有率
- C：事業費が市町村における業種の設備投資平均額以上であること、又は事業費が年間の減価償却費を超える設備投資であること
- D：資金計画が適正であると認められること

3. 公募期間

平成26年4月21日から平成26年5月23日まで

(参考) これまでの実績

平成26年3月末現在、利子補給金の支給に係る復興推進計画は57件が認定され、これにより融資額は約1,325億円、設備投資額は約4,168億円、新規雇用予定者数は約3,700人が見込まれる。

連絡先：
復興庁 復興特区班（金融担当）
工藤、原
TEL：03-5545-7234